

令和2年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和2年12月18日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一
2番	村上	謙武	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	14番	遠藤	義光
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	15番	池田	信博
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春	16番	福田	晃

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副 町 長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教 育 長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	大西	洋二
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	藤川	芳人	水産振興室長	砂本	進
財政課長	石田	寛弥	都市計画推進室長	石田	傑
税務課長	濱田	勉	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	里恵子	社会教育課長	野津	千秋
福祉課長	中林	眞	布施支所長	竹本	久
保健課長	井上	朋張	五箇支所長	灘	進
環境課長	原	秀人	都万支所長	高梨	勇光
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	村上	克樹
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

## 1. 議員提出議案の題目

発委第 5 号「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」

### 議事の経過

#### ○議長（米澤 壽重）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 11時11分）

（本会議再開宣告 11時11分）

#### 日 程 第 1. 委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の議第 114 号から議第 121 号までの補正予算案 8 件、議第 122 号から議第 133 号までの条例関係の 12 件、議第 134 号の「町道の認定、変更及び廃止について」の 1 件、議第 135 号から議第 145 号までの「指定管理者の指定について」の 11 件、陳情 2 件、及び継続審査となっている各常任の委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件について、所管の委員会における審査の経過及び結果等についてそれぞれの委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 12 番：高宮 陽一 議員

#### ○12番（高宮 陽一）

総務教育民生常任委員会の報告を行います。

委員会は、議会閉会中の 11 月 5 日、12 月 1 日、2 日と、会期中の 12 月 16 日、17 日の 5 日間開催し、今定例会で付託されました案件並びに調査事項について協議・審査したので、審査の経過並びに結果について報告いたします。

付託案件は、議第 114 号「令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 8 号)」のほか、議第 115 号「令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)」など補正予算関係 6 件、議第 122 号「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」など、条例の一部改正・新たな条例制定及び廃止に関するもの 11 件、議第 133 号「指定管理者の指定 [隠岐の島町立隠岐島文化会館及び隠岐の島町立西郷武道館]」など指定管理者の指定に関するもの 3 件、そして議会初日に付託されました陳情第 2 号及び第 3 号の 2 件を含め計 22 件であります。

はじめに、審査の結果についてであります。一般会計・特別会計補正予算、条例の一部改正等、及び指定管理者の指定については全会一致で「可決すべし」といたしました。

また、陳情第 2 号については全会一致で「採択すべし」、陳情第 3 号については全会一致で「不採択すべし」といたしました。

次に、審査における主な意見や指摘事項について申し上げます。

まず、一般会計及び各特別会計補正予算に関する質疑・意見等については、特に報告すべき内容はありませんでした。条例の一部改正・指定管理者の指定についての 2 点について申し上げます。

議第 126 号「隠岐島文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例」と、議第 127 号「隠岐の島町総合体育館」、議第 128 号「隠岐の島町武道館」、議第 129 号「隠岐の島町生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」については、従来利用時間帯で設定していた使用料金を 1 時間単位とするものであります。

改正の主な理由は、多くの利用者の皆様から「利用時間帯によって料金が違うのはおかしいのではないか」「料金体系が分かりづらい」などの要望もあり、改正するものであります。委員からは、「分かりやすい料金体系にすることは理解できる」「生涯学習センターと文化会館では料金が違う」「同じようなホールや各施設を町民が利用するのに、料金が違うのはおかしい」などの意見・指摘がありました。当委員会としては、利用者にとって分かりやすい料金体系にすることは理解できるが、同じような施設で使用料が違うのは問題があるとして、早急に各施設の料金を調査して、不公平感をなくすように改正するよう指摘いたしました。

次に、議第 139 号「指定管理者の指定について [隠岐の島町地域福祉センター]」であり、引き続き現在の指定管理者である「社会福祉法人ふれあい五箇」に来年 4 月から 5 年間指定管理者とするものであります。本町の行財政改革の方針では、福祉施設は譲渡・売却の方針であり、隠岐の島町公共施設等総合管理計画に基づき、公の施設の改修も個別に対

応する計画であります。町長も、過去の一般質問で「出来るだけ早く譲渡・売却に向けて各施設と協議する」と答弁していましたが、既に4年が経過し、改革は依然として進んでいないのが現状であります。委員からは、「町は本気で譲渡・売却を進める気があるのか」「せめて、町長の任期内に処理すべきではないか」「付帯決議を付けても良いのではないか」「否決をして再提出をさせるべきではないか」「修正動議を出すべきではないか」など、多くの厳しい意見・指摘がありました。担当課からは、「各施設は財政状況が厳しくて、なかなか協議が進まない。指定期間は5年間だが、1年毎に協議することとなっているので協議したい」とのことです。当委員会は、本町の厳しい財政状況下における各福祉施設の譲渡・売却の町の行革方針を再確認すると共に、今回の指定については、各施設に対して、町長の任期内に決着をつけるよう、あらかじめ町の方針を徹底し、施設の修繕等については必ず補助金等で支援することを約束するなどして、譲渡・売却を進めるよう指摘・要望したところであります。

一般質問でもありましたが、行財政改革に対する町の姿勢が後退していると当委員会の各委員も同感であり、改革を粛々と進めるよう、改めて町長に要望しておきたいと思っております。

次に、議第140号「指定管理者の指定について〔岬町デイサービスセンター〕」ですが、新たに「合同会社かえで」（代表者 村上義人）を指定管理者とするものであります。

「合同会社かえで」の概要は、令和元年12月に設立され、令和2年4月から通所介護事業、居宅介護支援事業を展開している法人で、計画では、開設当初は、小規模デイサービス（約定員10名）としてスタートし、1年以内に利用定員18名とする計画であります。職員数は、当初5名でスタートし、1年を目途に8名にする計画であります。現状では職員の確保が1名確定してないとのことであります。

委員からは、「職員が確定していないのに本当に大丈夫か」「以前にもグループホームで職員が採用できなくて開所が遅れた例もある」「職員が確保出来ていないことや、当初から赤字経営の計画を選定委員会が認めたことは問題があるのではないか」等の意見・指摘がありました。担当課からは、「職員の確保については確約できる見込みである」との答弁であります。当委員会では、保健・医療・福祉職員の確保が厳しい状況下ではあります。4月開所を目指し情報交換して取り組むよう指摘いたしました。

次に、陳情第2号「松江市のゆきとどいた教育をすすめる島根の会代表小松雪乃氏から提出のあった「現行少人数制度縮小計画の凍結を求める意見書を県に提出することを求める陳情」についてであります。陳情の趣旨は、島根県が来年度から予定している「現行少人数学級制

度縮小計画の凍結を求める意見書」を島根県に提出してほしいというものであります。本制度は、国の基準を超えて島根県が独自に行ってきた制度であり、現場では高く評価されているとのことではありますが、制度改正があっても本町では特に影響はないとの本町教育委員会の見解であります。少人数学級では、子どもたちに行き届いた教育が出来るとの評価もあり、メリットもありますが、一方では競争意識が低下するのではないかな等の意見もあります。本町では特に影響はないとのことではありますが、松江市や出雲市など、比較的規模が大きい学校では、この制度が改正されると行き届いた教育環境が確保できるかどうかの懸念もあります。新型コロナウイルス感染症対策で、休校や分散登校、三密を避けようとしてきた経過もあり、コロナ感染症の収束が見えない状況下においての制度変更は凍結するのが望ましいと判断し、全会一致で「採択すべし」といたしました。

また、陳情第3号も同会から提出されたものでありますが、陳情の趣旨は、国の責任で少人数学級制度を拡充するよう国の関係機関に意見書を提出してほしいというものであります。昨日の報道によると、文科省はコロナ禍における休校や分散登校、三密回避をしてきた経過を踏まえ現行の40人学級を35人以下学級にする方針を固めたようであります。このように国が少人数学級に動き出したことを踏まえ、現段階では国に意見書を提出する状況にはないと判断し、全会一致で「不採択すべし」といたしました。

以上、総務教育民生常任委員会報告といたしますが、所管の調査事項につきましては、議会閉会中も引き続き審査してまいります。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

## ○議長（米澤壽重）

次に、産業建設常任委員長 6番：西尾 幸太郎 議員

## ○6番（西尾 幸太郎）

それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。委員会は閉会中の11月4日、12月1日、2日、会期中の16日、17日の5日間開催し、今定例会で付託されました付託案件並びに調査事項について調査いたしましたので、審査の経過並び結果について報告いたします。

付託案件は議第114号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)」並びに各特別会計補正予算2件と議第124号「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例」1件、議第134号「町道路線の認定、変更及び廃止」について1件、「指定管理者の指定」8件の13件であります。

はじめに審査の結果について報告いたします。付託案件は、全て全会一致で「可決すべし」

といたしました。また継続審査しております要望第1号「産業廃棄物処理施設整備事業の財政支援について」は、引き続き「継続審査」といたしました。続けて、審査の経過及び主な意見・指摘事項について報告いたします。議第114号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第8号）」のうち、農林水産業費「畜産業振興事業」の繁殖牛導入事業は県の補助金要項の見直しに伴い、財源を組み替え、不足分は町の助成額を拡充し対応するものであります。担当課からの説明では7月に県から突然補助金の「不採択」の連絡があり、執行部で検討した結果、今回の対応になったとのことであります。7月から今議会まで期間があるにも関わらず当委員会への報告もなく、会期前の委員会でも説明を求めるまで、明確な説明がなかったのは問題であります。今後、このようなケースがある場合は事前に委員会に報告・説明するよう強く指摘いたしました。

次に、林業振興費「木質ペレット製造施設管理運営事業」の増額補正150万円は、ペレット製造をする際に一時的に電気使用量が増加したため、電気基本料金の契約が高額になったため、対応するものであります。以前にも町の施設で同様に基本料金が増加したケースがあり、小中学校にエアコンを導入する際にも一時的な電気使用量が増加して基本料金が増加しないようにと議会から指摘をしています。今後、同様のケースが発生しないよう、管理者に指導すべきと指摘いたしました。

次に、土木費「道路構造物維持管理推進事業」の西郷145号線橋梁（愛の橋）架替事業の減額補正は、新型コロナウイルス問題で地元への説明会が開催できず、地元同意が得られない為、年度内の事業実施が困難となり、減額するものであります。今月、町としての方針を決めて地元説明を行うとのことでありますが、20億円という多額な事業規模となり、委員会の中で現行の執行部案では問題があるとの意見があるため、あくまでも決定事項でないことを前提に地元説明するよう指摘いたしました。

最後に、所管の調査事項について報告いたします。商工観光課から新型コロナウイルス問題に関連して、町内の事業者の経営状況や各種事業の実施状況について説明を受けました。9月、10月は国・県・町が実施した事業の効果もあり、売上等は前年と同等まで回復したとのことでありますが、11月以降は全国的に感染者も増加し、予断を許さない状況とのことであります。国の第3次補正で新型コロナ関連の臨時交付金1.5兆円も決定し、本町で今後どのような対策が必要であるか、即時に対応できるように検討すべきと委員会として指摘いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

なお、所管の調査事項は、議会閉会中も継続して調査、研究いたします。

## ○議長（米澤壽重）

以上で、「委員長報告」を終わります。

## 日 程 第 2. 特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題といたします。

隠岐の島町議会会議規則第 47 条第 2 項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長 16 番：福田 晃 議員

## ○16番（福田 晃）

竹島対策特別委員会より中間報告をいたします。

当委員会を議会会期中の 12 月 11 日に開催し、竹島対策室から 9 月以降の竹島を取り巻く情勢、活動状況の報告を受けた後、今後の活動予定について意見交換をいたしましたので報告いたします。9 月 19 日に「第 2 回竹島問題を考える講座」が隠岐島文化会館で、島根県竹島問題研究顧問の升田 優<sup>ますだ ゆう</sup>氏を講師に招き開催され、委員各位も出席し多数の町民と講義を受けました。9 月 29 日には、加茂地区にある 110 年以前に町民が鬱陵島から持ち帰った「ビヤクシンの木」を価値ある樹木と位置づけ、久見竹島歴史館に移植可能か再調査を行いました。10 月 30 日に五箇地区有志より、サンフランシスコ講和条約記念植樹の提案があり、検討中との報告がありましたが、委員から前回植樹した場所の下刈りなどした形跡もなく、慎重に考慮すべきとの声がありました。11 月 14 日から 23 日の間、松江テルサにて「北方領土、竹島・尖閣諸島巡回パネル展」が開催され、内閣官房領土・主権対策企画調整室より案内があり、委員長が見学してまいりました。児童にも分かりやすく学べる内容となっており、全国的に幅広く理解が広がることを期待しました。「竹島漁猟合資会社墓石」の取り扱いについては、共同墓地に無縁仏となって廃棄された墓石のひとつに「竹島漁猟合資会社建立」と刻字があるものを町民が発見、連絡があり所有者を探すも不明、「隠岐の島町広報誌」で墓石関

係者に呼びかけているが、今のところ問い合わせもございません。最終的には、今年度中に久見竹島歴史館に展示する予定です。

次に、久見竹島歴史館の来館者数は4月1日から11月30日までの間、473人と前年比277人減となりました。ただ、10月11月におきましては当該からの来館者が前年よりも多くなったという結果が出ました。

今後の活動予定ですが、1月下旬に島根大学ふなすぎ船杉りきのぶ力修准教授による隠岐での竹島調査、2月22日「竹島の日式典」に参加、3月初旬に「竹島問題講演会」そして1月から3月中に島前地区のうち1箇所にて「竹島学習会」の開催を目指して検討いたします。

以上、中間報告といたします。

尚、所管の調査事項で日本固有の領土である竹島の調査研究を議会閉会中も進めてまいります。

#### ○議長（米澤壽重）

以上で、「特別委員会中間報告の件」を終わります。

#### 日 程 第 3 . 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第114号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第8号）」から、陳情第3号「少人数学級制度の拡充を求める意見書を国に提出することを求める陳情」までの36件、並びに本日の議事日程第1で行いました「委員長報告」を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に、討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「討論」を終わります。

#### 日 程 第 4 . 採 決

「採決」を行います。



この採決は、起立によって行います。

まずはじめに、町長提出議案の議第 114 号「令和 2 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 8 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 114 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 115 号「令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）」から議第 121 号「令和 2 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 7 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 115 号から議第 121 号までの 7 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 122 号「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」から、議第 134 号「町道路線の認定、変更及び廃止」までの 13 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第 122 号から議第 134 号までの 13 件は、委員長報告のとおり「可決」いたしました。

次に、議第 135 号「指定管理者の指定について〔隠岐ポートプラザ〕」から、議第 145 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅及び隠岐の島町若者定住促進住宅〕」までの 11 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがいまして、議第 135 号から議第 145 号までの 11 件は委員長報告のとおり「可決」いたしました。

次に、同意案件の採決を行います。これより同意第 11 号「隠岐の島町副町長の選任同意について」を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

ここで、大庭副町長の退室を求めます。

( 大 庭 副 町 長 退 室 )

議場の出入口を閉めます。

( 議 場 閉 鎖 )

ただ今の出席議員は議長を除き 14 名です。

立会人を指名します。

隠岐の島町会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番：池田 賢治議員、9 番：前田 芳樹議員を指名します。

「投票用紙」をお配ります。

念のために申し上げますが、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載をお願いします。○×などは無効となります。

( 投 票 用 紙 の 配 付 )

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

( 投 票 箱 の 点 検 )

「異状なし」と認めます。

ただ今から「投票」を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

( 事務局長が議席番号及び氏名の点呼 )

( 全 員 投 票 )

投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「投票漏れなし」と認めます。

「投票」を終わります。

「開票」を行います。

池田 議員、前田 議員、開票の立会いをお願いいたします。

( 開 票 )

選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、うち有効投票 14 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成票 14 票、反対票 0 票。以上のおお、賛成が「全員」であります。

したがいまして、同意第 11 号は原案のおお「同意」することに決定しました。

以上で、同意第 11 号の採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

( 議 場 開 場 )

大庭副町長の入室を許可します。

( 大 庭 副 町 長 入 室 )

ここで、先ほど副町長に選任されました、大庭副町長にご挨拶をお願いします。

番外：副町長

#### ○番外（副町長 大庭孝久）

議員の皆様には再び選任同意をいただき、深く感謝申し上げます。誠にありがとうございます。私の使命は池田町長が目指しております“まちづくり”のために職員と共に知恵を絞り、より効果的な施策を考え、その施策を実行する上で町民の皆様方に本当によかったと思える“まちづくり”だと思っております。職員と共に情報収集、情報共有そして情報提供を徹底し、この“まちづくり”に寄与してまいりたいと考えております。議員の皆様には今まで以上にご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。引き続きよろしくお願ひいたします。

#### ○議長（米澤壽重）

次に、同意第 12 号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を、原案のおお同意することに賛成の方は起立願ひます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがいまして、同意第 12 号は原案のおお「同意」することに決定いたしました。

次に、陳情第2号「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書を県に提出することを求める陳情」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり「採択」とすることに決定しました。

次に、陳情第3号「少人数学級制度の拡充を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「不採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり「不採択」とすることに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

## 日 程 第 5. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり発委第5号「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」が提出されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定による委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただいま議題となりました、発委第5号「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

12番：高宮 陽一 議員

### ○12番（ 高 宮 陽 一 ）

それでは、発委第5号「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」について、提案理由の説明を行います。先ほどの委員長報告でも申し上げましたように、コロナ禍の中で収束がみえないと言ったところでございます。今よりも教室を密にする施策は少なくともこの危機が収束するまでは実施すべきでない、このように考えておりますので、島根県が

来年度から実施予定している計画を凍結するように強く求めるものでございます。なお提出先は、島根県知事であります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（米澤壽重）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

これより「質疑」を行います。

質疑はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行いません。

討論はありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行いません。

採決は起立によって行いません。

発委第5号「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

したがって、発委第5号は原案のとおり「可決」いたしました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

**日 程 第 6. 隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙**

「隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと存じます。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は議長の指名推選によることに決定いたしました。

それでは、ただいまお配りいたしました名簿のとおり、隠岐の島町選挙管理委員会委員とし

て、谷口桂介、大上博人、村上和弘、西山哲男氏の以上4名を。同補充員には吉田篤夫、灘脇守、脇田千代志、高宮操氏の以上4名を指名いたします。

お諮りします。ただ今指名いたしました方々を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、ただ今指名いたしました方々が、隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員に当選しました。なお、ただ今当選しました補充員については、補充の順序を定めなければならないと規定されております。よって、補充員の順序についてお諮りします。

西郷、布施、五箇、都万の各地区の委員が欠けた場合は、それぞれの地区の補充員がその地区の委員になることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

以上で、「隠岐の島町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を終わります。

## **日 程 第 7. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件**

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査に要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上で、本定例会に提出された議案は、継続審査となっている案件を除き全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって「令和2年第4回隠岐の島町議会定例会」を閉会します。

（ 閉 会 宣 告            1 1 時 5 8 分 ）

以 下 余 白